

常陸大宮市選挙管理委員会告示第 33 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 79 条第 1 項の規定により、令和 8 年 7 月 26 日執行の常陸大宮市議会議員一般選挙における開票の事務を選挙会場において選挙会の事務に合わせて行うこととしたので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 19 日

常陸大宮市選挙管理委員会
委員長 皆川 善廣